

科学の拠点等運営事業者からの事業撤退申し入れの受諾について

科学体験施設IMAGINUS（以下「イマジナス」という。）の運営事業者である株式会社コングレから、令和7年12月に事業撤退及び契約解約に関する申し入れがありました。この申し入れは、区と運営事業者が締結しているイマジナスの運営に関する協定の有効期間満了前におけるものであったことから、当該申し入れを直ちに受け入れるのではなく、撤退時期や運営水準の確保等を前提条件として示したうえで、受諾の可否を判断するための協議を行ってきました。その後、令和8年3月に解約希望日等を修正した契約解約申入書の提出を受け、引き続き協議を進めた結果、以下のとおり運営事業者からの事業撤退の申し入れを受諾したため報告します。

1 解約希望日等を修正した新たな契約解約申入書の内容

令和7年12月15日付けで提出された定期建物賃貸借契約解約申入書について、協定に基づく協議の経過を踏まえ、解約希望日等を以下のとおり修正した「協議後の定期建物賃貸借契約解約申入書」を令和8年3月31日に受領した。

(1) イマジナスの事業終了日

令和9年3月31日

(2) 定期建物賃貸借契約の解約希望日

令和9年4月1日以降とし、貸付物件を原状回復した上で、当区に明け渡した日まで

2 事業撤退の申し入れを受諾した理由

運営事業者との協議や運営実績に関する資料等により、解約の申し入れに至った主な理由について以下の状況を確認した。

この状況を踏まえ、今後、区民に対する適切なサービス水準を維持できなくなることが想定されるため、運営事業者による事業運営を維持することは困難と判断し、事業撤退の申し入れを受諾することとした。

(1) 来館者数及び収益が、事業開始当初の想定を大きく下回る状況が継続していること

(2) 広報強化や事業内容の見直し等の取組が講じられてきたものの、収支状況に顕著な改善が認められず、赤字構造が解消されていないこと

(3) 現行の事業スキームの下では、今後、収益の大幅な増加を見込むことが困難であること

3 受諾後の対応

(1) イマジナス事業撤退に伴う運営事業者との手続及び調整

①イマジナスの運営に係る各協定

有効期間を令和9年3月31日までに変更する合意書を締結

②定期建物賃貸借契約

契約条項に基づき解約を承認

③その他

解約に伴う原状回復、資産除去等の具体的な取扱いに関する協議の継続

(2) 「科学の拠点」のあり方に関する検討

これまでの経過を踏まえ、必要な検証を行った上で、令和9年度以降における「科学の拠点」のあり方について検討・整理し、今年度改定予定の杉並区総合計画等に反映する。